

五胡亂及び北魏に於ける匈奴

内田 吟 風

一、屠各種に就て

二、前後兩趙に於ける匈奴

匈奴劉氏の民族の自覺——前趙支配階級と匈奴——前趙の匈奴民數——匈奴荒種石氏——羯種の人口——胡民の服従——後趙内の居各、索頭

三、北涼及び夏に於ける匈奴

沮渠氏の由來——涼州匈奴の勢力——沮渠族民數——赫連氏の匈奴正統——涼夏以外に於ける匈奴

四、五胡亂時の匈奴文化

匈奴官制の普及——大單于國——西域文明の影響——國人

五、後魏時代の匈奴

匈奴諸族の降附——赫連沮渠の後——族民の編戸化——北鎮匈奴の叛

本論文は、五胡十六國時代並に北魏時代に見らるゝ匈奴小國家の表面的な興亡では無く、彼等の間に保持せられた匈奴的なるもの、例へば種族、傳統的諸制度乃至民族意識の顯現等に就て、之を考察せんとしたものである。

五胡亂及び北魏に於ける匈奴

第二十卷 第三號 五六七

一、屠各種に就て

屠各族は又休屠各とも稱せらるゝ、匈奴諸部族中の最貴最豪の部族であつて、古來冒頓以下匈奴單于の總ては此の部族より出で、降つて魏晉時代の南單于族並びに前趙劉氏の一族の如きも亦、總てこの部族に屬せること等に就ては、嘗て拙文『後漢末より五胡亂勃發に至る匈奴五部に就て』史林十九卷二號の「南單于の族姓と匈奴内の合成種族」なる一章に於て可成り詳細に論究した處であるから、今茲に述べないが、其屠各族は後漢末期に於ては既に、并州山西(註)河北省五部屠各のみでなく、涼州甘肅(省)原州(縣)地方にも蟠居し、張璠漢紀魏志所引には、鄭渾對董卓曰(上略)天下之權勇今見在不過并涼匈奴屠各、遼中義從八種西羌、皆百姓素所畏服、而明公權以爲爪牙、壯夫震悚(下略)とあり、其猛勇を物語つて居る。魏の武帝(曹操)の時には早くも雍州高平(甘肅省固原縣地方)に於て屠各の叛亂勃發、將軍夏侯淵に依つて鎮定せられた事實(三國志夏侯淵傳)、續いて齊王(曹芳)の初には涼州屠各胡二千餘家の高平移住等の事が見られる(三國志郭淮傳)。

晋末の騷亂に乗じて此等屠各族は北支那諸地に侵入し、或は分散し或は集合し各々部會によつて統率せられて各地方に蟠居したものと見え、以後南北朝時代史上到所に彼等の名を發見し、各所に於ける彼等の活躍の事蹟に接するのである。

元來南北朝以後の史乘は殆ど總ての北方民族に對して匈奴又は其後裔の名を與へて居るが爲に、眞

の匈奴族と辨別すること甚困難なのであるが、幸に其間此の明確なる匈奴種族屠各の名の散見する爲大いに便宜を得る譯である。本論文中各所、殊に北魏の部分に於て、特に屠各の名を屢々用ひ、其事蹟を中心として説述したのも、全く斯かる事情に基いたのである。

註 括弧内は所在地方を便宜上現在の省を以て表はす。以下同断。

二、前後兩趙に於ける匈奴

前趙(漢)は言ふ迄も無く屠各族劉淵の建てた國家であり、又最も匈奴色の濃厚な國家であつた。

南單于於扶羅の孫、晋の行寧朔將軍監五部軍事劉淵に對して初めて起兵獨立を勧め、彼を大單于の尊位に推した首魁は、淵の從祖故北部都尉左賢王劉宣であつた。劉宣の理想は實に衰頹せる匈奴民族を漢人(人晉)の重壓下より救ひ出し、匈奴單于の古偉業を恢宏するに在つたのである。晋書載記に據れば彼は「晉爲無道、奴隸御我」と言ひ「方當興我邦族、復呼韓邪(單)之業」と言ひ、又「天若不恢崇單于、終不虛生此人(淵劉)也」と唱へて居たのである。

宣は五部屠各を招集し、又諸匈奴族民を宜陽(河南省)に引會して、劉淵の鄴より歸るを待ち、淵至るや彼等は大單于に推した。次いで永安元年淵は漢王を稱し、永嘉二年更に漢帝を號した。

彼が漢を稱したのは、漢室が永く天下を有し民望ありしを以て。嘗て匈奴單于が漢室と兄弟を約せしを奇貨とし假りに之を僭稱したに過ぎない。劉淵は南單于庭の存した離石の左國城(山西省)に於て漢

王の位に即き、漢高祖以下三祖五宗の神主を立てて之を祭つたけれども、劉曜の時代には早くも、漢を稱し漢室の宗廟を立つることの不合理 unnecessary を論じ、改めて大趙を號し冒頓單于を天に、淵を上帝に配するに至つて居るのである。

勿論宗室劉氏は匈奴屠各族出身の劉氏に外ならず、劉淵帝位に即くや、宗室(劉氏)は親疏を以て等を爲し、悉く郡縣王に封じ、異姓は勳謀を以て差と爲し、郡縣公侯に封じたのである。漢族を以て、前趙の樞要に參與した者も無いではないが、要するに其支配階級の大部分は、岳、黑、盛、宣、宏、景、延年、父、洋、賢の如き宗室劉氏、那雞、謨、寔、晏、翼、顥、攸の如き匈奴の名族呼延氏、卜泰、卜珣、李景年、陳元達、喬智明、喬晞の如き匈奴諸部人(單刊本十六國春秋參照)の占むる處に外ならないのであつた。

彼等は郡縣王公侯に封せられ、又漢制百官に任せられたが、其傍左右賢王于陸王鹿蠡王獨鹿王等々の如き匈奴古來の官階をも保有し、任叙せられたのである。この匈奴式官階は其後諸匈奴族國家に於ては言ふ迄も無く、非匈奴族の間にも盛に用ひられ、大單于制度の繼存と共に重大な意味を有つたものであるから、是は下章に改めて詳説する。

却説、然らば前趙に於ては果して何程の匈奴族民が存在したか、其正確なる數字は之を求め難い。けれども既に劉宣の始めて兵を擧げんことを議した時にも、「今吾衆雖衰猶不減二萬」と稱し(通鑑)、其後

彼の大將軍斬準が劉縯を弑殺し、劉氏の男女少長と無く皆東市に斬つた事件(魏書劉聰傳)を経て、更に石虎(趙後)に前趙軍が撃滅せられた後でもなほ其王公等及五部屠各五千餘人もが洛陽に坑せられた事件から見ても、最初屠各族のみにても數萬を下らなかつたと考ふ可きであらう。且つ劉氏に依つて統率せられた并州五部匈奴は晋初に於て二萬二千餘落到達して居た(晋書匈奴傳)のであるから、假令西晋末の騷亂に依つて流散したとは云へ、尙極めて多數の匈奴族民が殘存して、前趙の國民を形成する主要のものであつたと考へられる。

後趙の石氏も亦匈奴族である。尤も前趙の劉氏の如き屠各族ではなく、匈奴羌渠部族に屬する羯種である。之は晋書載記、通鑑等の記する處によつて明である。又魏書に於ても匈奴別部であると明記され、王度二石傳或は晋諸公別傳(御覽所引)にも匈奴之苗裔と記されて居て、石勒の族類が匈奴たることを疑ふ可き正當なる何等の理由をも發見することが出来ない。北魏書穆帝紀にも、穆帝の時國中に匈奴族萬餘家が有つたが、その多くは石勒の族類であつた爲、遂に勒と通謀し叛亂を企てるに至つたと、記されて居るのから見ても石勒の種族は匈奴の一種であつたこと明白であらう。

晋書載記、列傳始め北魏書等總て彼等に關する事を羯寇羯師羯賊羯士羯胡匈奴羯等と、特に羯と稱して殆ど匈奴の名を用ひなかつたのは、別に不思議な事では無く、前趙に就て常に屠各族屠各逆奴諸屠各

などと屠各の名を用いたのと全然同一の譯合で、當時特に正確なる種族上の差別を認識し、正確なる表現(種族名)が用ひられたからに外ならない(石勒の族類は如斯匈奴羌渠部羯種であるが、この羌渠は晉書北狄傳に見ゆる匈奴十九種中の羌渠種を指すものであつて、後漢末の羌渠單子とは全く別である。羌渠單子は屠各族である。)

却説、斯様に後趙石氏は匈奴ではあつたが、前趙劉氏の屬した豪族屠各部でなく、而かも其家は卑弱な小部落の酋帥に過ぎず、石勒は少年時代邑人に隨つて洛陽に行商し、後には并州刺史司馬騰の將軍等によつて掠賣せられ、漢人の家の奴隸として苦役させられた程であつたから、國を建て、より後にも到底前趙の如き堂々たる(匈奴族の)宗室が出来る譯も無く、又同族を以て支配階級の大半を占むると云ふやうな事も出来なかつたのである。

石氏は劉氏の如き支那文化的な教養は無く、石虎(世)の如きに至つては、五胡十六國中での最蠻的君主とされてゐるが、然し臣下として後趙一代を通じて實際に參劃したのは張賓韋謏徐光李陽劉群盧諶張躍傅暢裴憲樊坦其他殆ど全部が漢人であつて、石閔石單石聰の如き石姓の者も賜姓宗室に准せられたに過ぎず、其實皆漢人であつたのである。強力なる同(部)族の背景を有しなかつたが爲にこそ後趙は、勇猛有能の石勒石虎が死後には、呆氣なく漢人(冉閔の率ゐる漢人等)に國を奪はれて了つたのである。

勿論、後趙の國內には多數の匈奴族民が居住して居たことは、冉閔が後趙の都鄴(河南省)の内外の胡

羯二十餘萬を虐殺し、其後國中の胡蠻數百萬の多數が道路に交錯したことによつても推知し得る。又石氏と同種族の匈奴羯種が宗室の羽翼の軍として存したことも、劉太后（劉曜の女、石虎の妃、虎の死後子世を擁立して臨朝）の專横を悪んで虎の第九子石遵が鄴都に進撃した時、鄴を守つて居た耆舊の羯士は皆天子兒來奔喪（石虎の喪）と言つて遵を迎へた爲、忽ち遵の捷に歸した事、冉閔李農を誅す可く孫伏都劉錫等が羯士三千を胡天に伏兵した事によつて解かる（晉書載記）。唯是等多數の同族を政治の樞要に置き得ずして、徒らに漢人をして重職に居らしめた事が、後趙亡國の最大原因であつたと言ひ得る。

石氏の虐政の事は晉書以下數々記されて居るが、其等は漢人一流の胡夷蔑視の感情より故意に大袈裟に書かれたものとも考へられ、少くとも國中の胡人（匈奴のみならず金部の夷狄）は決して漢人に懐いて居たなどとは思はれない。漢人冉閔が鄴都内に政變を執行し石氏を虐殺した後、官（閔等漢人政府）に同心する者は止まり、同心せざるものは去れと、宣布した時胡羯の去る者門に填し、胡人は遂に己（冉閔）の用を爲すものではないと閔も悟り、諸胡を虐殺せんと企てた事實（晉書載記、魏書羯胡傳）、其後諸蠻民は州郡に割據して閔に従はず却つて石祗等に從つた事實、閔が胡族の人望を得ん爲光祿太夫韋諛の諫を斥け、己の子胤を大單于と爲し降胡一千を配したが結局其降胡は胤を執へて石祗に奔つた事實、又前にも述べた諸氏羌胡蠻數百萬が冉閔を離れて本土に向つて奔還した事實から見ても、少くとも胡人が石氏の政治を嫌厭し、漢族の支配を歓迎して居たなどは考へられない。寧ろ其正反對の事が想見せられるのである。

尙、石氏は前趙屠各族を仆して其國を掩有したのであるから、屠各族出身者を重用する筈は無く、其一代を通じて屠各出身者にして政務に參與したものは張進唯一人を認め得るのみである。張進は十六國春秋(註二)に據れば屠各人で刺奸外部都督と爲り豪貴を避けず糾劾し、世人之を張霹靂と呼んだとある。尤も朔方屠各の雄劉務桓(豹子)が入貢に對しては、前趙が劉虎(務桓の父)を樓煩公に封せし如く、平北將軍左賢王丁零單于に拜して通好した(晉書載記、魏書鐵弗傳)。又匈奴索頭郁鞠が衆三萬を率ゐて歸降したの對して、石虎は鞠を親通趙王に封じ、其部衆を平蕞青等の六州に散じた事もあつた。

【索頭種】索頭とは一般に拓跋氏系鮮卑を指すが、當時匈奴にも其辨髮の俗より索頭の名を冠せられるものがあることを示し度く態と茲に郁鞠の歸降を擧げたのである。通鑑胡注には此の郁鞠を索頭の名より直ちに鮮卑として居るがそれは誤である。晉書北狄匈奴傳贊に匈奴諸族の晋朝來歸に就て「納萎沙之後附、開育鞠之新降」と見ゆる育鞠と此の郁鞠は明に同一のもので、靳準の亂劉曜の世子胤が逃入し、後部帥其功によつて左賢王となつた郁鞠部も亦之で、匈奴の一種たること疑ない(萎沙の名は晉書北狄傳、蕭子顯晋史草に見ゆる。來降匈奴十九種の種名中にも明記されてゐる。)。南齊書中に見ゆる仇池公楊盛の表中にも匈奴赫連勃勃の事を索虜勃勃匈奴正胤と記してゐるのである。

註一 以下引用書名を割註せざる場合は總て同書によつて記述したるものである。

註二 單刊本十六國春秋、漢魏叢書本十六國春秋は共に崔鴻の原著と確認し難いから成る可く其の引用を避けたのである。然し同書も何等かの所據あつて制作せられたものと信じられるから、妥當と思はれる場合は時に又之を引用した。

三、涼夏に於ける匈奴

北涼(沮渠氏)及び夏(赫連氏)も亦匈奴族に屬する。此等の匈奴族は後に北魏の太武帝の爲に征服せられて、其治下に永く存続したものであるが、北魏に關する處は下章に於て詳説し、茲では其涼夏兩國内に於ける匈奴に就て述べる。

沮渠氏は張掖臨松(甘肅)の匈奴であつて、其先祖が代々匈奴の沮渠の官であつたので、遂に沮渠を姓としたものであつた(晉書職記、魏書沮渠傳)。晉書匈奴傳には、匈奴に左右沮渠の官が有つたことが記されてあり、既に漢代の匈奴にも極めて下級の官に沮渠の名見え、稍高級の官としては左大且渠の名があつたが、

この北涼の沮渠氏は其中の左大且渠の官であつたものと思考される。即ち宋書卷九十八に

大且渠蒙遜、張掖臨松盧水胡人也。匈奴有左且渠右且渠之官。蒙遜之先爲此職。羌之酋豪曰大、故且渠以位爲氏而以大冠之。

とあり、又「蕭方等三十國春秋」(御覽所引)には

涼沮渠蒙遜、其先世爲匈奴左沮渠、以官爲氏(魏書同條)と見えて居ることよりして、彼が實際は大且渠氏と呼稱して居たこと、又且渠の内の左且渠であつたことは明である。然し大且渠の大は、宋書の云ふ如く羌族の酋豪の稱號たる大と見ることは、且渠氏が匈奴族たる以上甚だ不穩當であるから、此は寧ろ匈奴官號左大且渠の左を省いて自ら大且渠と稱し、更に大が省かれて且渠氏と通稱されたものと觀る可きであらう(尤も氏羌の酋長が大と稱し、その姓の上に大を冠したことは劉涓の皇后單氏(氏族)の父が大單徵と稱したことやその他の例から見て正しく、夫を否定するのではない)。

却説、且渠氏の名稱發生は兎も角とし、其國北涼は匈奴諸國中最も匈奴色の淡いものであつたが、然し其建國の中心と爲つたものは言ふ迄も無く且渠氏一族の匈奴であつた。

「蕭方等二十國春秋」(御覽所載)によると

涼沮渠蒙遜(略中)少牧羊、臥息田畔

とあつて、牧羊して田畔に臥息する程の極く卑賤な生活を爲して居たことが解かるが、其れでも世々匈奴左大且渠の官であつた以上、それは地方名族であつたに相違なく、既に呂光(後涼)が涼州地方(甘肅省)に主權を行ふに及んでは沮渠羅仇(蒙遜の伯父)を尙書とし、沮渠麴粥を三河太守として援用して居る。涼州は匈奴の一巢窟であつて、殊に呂光が都とした(後には且渠氏も都した)姑藏は昔匈奴が築いた城であつた位であるから(王隱晉書、范曄燕書)、呂光が斯様に且渠氏を重用し、又領護匈奴中郎將と自稱したことも全く當然のことであり、又呂光の西平太守が匈奴王と自稱して光に叛したこと(晉書載記)も皆首肯出来ることである。呂光が後に或る事情の下に沮渠羅仇及び麴粥を誅して、沮渠氏に離れられてから忽ち勢力を失ひ、遂に姚興(後秦)に亡ぼされたのも敢て怪むに足らない。

然らば北涼には幾何の匈奴族が含まれて居たかと云ふ問題になると、其は正確に定める譯に行かないが、前に述べた沮渠羅仇、麴粥が誅殺された時、會葬せる宗姻諸部のみにても萬餘人に達した(載事)實から見て相當の數に上つたこと明であらう。

夏(赫連氏)は匈奴南單于の苗裔左賢王去卑(去卑の事蹟は三國志鄧艾傳、晉書江統傳等に見ゆ)の子孫であるから(載記)、正統なる屠各匈奴である。義熙年間仇池公楊盛が「索虜勃勃(赫連)匈奴正胤」と上表して居る程である(南齊書魏虜傳、尙前趙劉氏が勃勃勃の曾祖劉虎に宗室の故を以て、樓煩公に封ぜしことは前述した)。尤も赫連氏を唱へる以前、鐵弗氏と稱せられたのは匈奴を父、鮮卑を母としたものを胡人が鐵弗と呼んだことより出たと云ふから(魏書鐵弗氏傳)、何時の時代かに鮮卑族の血が混入して居たことは疑ひないであらうが。

夏の始祖勃勃の伯父務桓が種落を招集して其覇主となり(魏書鐵弗氏傳)、父劉衛辰は後秦苻堅に屬して西單于(載記十三)に封せられ、朔方に雄據し、嘗て苻堅が代(後の魏拓跋氏)を破つた時は其(代)の半を總督した程であつたが、其後北魏が勢力を回復するに及び、遂に後魏道武帝の擊破する處となり、衛辰始め其子弟宗黨は少長となく殺害せられて(魏書帝紀及鐵弗氏傳)其地遂に空し(魏書鐵弗氏傳)と云はれる至つた。従つて其第三子であつた勃勃が後秦苻興の下に逃れ、朔方雜虜及び衛辰の部衆の殘黨を率ゐて高平に鎮したと云つても(載記及魏書傳)、前後兩趙の滅後來奔した并州五部匈奴を指すものであらう處の五部胡(南齊書卷五七)を領した(南齊書卷五七)と云つても、尙其等は匈奴民族としての統制ある團結を有つた一團であつたか否かは甚だ怪しいのである。

禿髮僊檀の將賀連が

勃勃率烏合之衆(載記)

と嘲笑したのも恐らく斯様な事情を指すものと考へられる。けれども勃勃自身は飽く迄匈奴の正統なることを意識し、天王大單于と自稱し、匈奴は夏后氏の裔と云ふ傳説に據つて大夏と國を號し、鐵弗氏を改めて赫連氏と爲し、宗族の支庶は鐵伐氏と稱することにした(載記、魏書)等決して漢民族の氏姓を冒す如きことなく、飽く迄匈奴族正統の出たる矜持を保持したことは注意に値するであらう。

勿論此等兩趙涼夏の如く一獨立國家を建設したものゝ外に、尙多數の匈奴小部落は五胡各國内に散在して居たのであつて、慕容儁(燕前)の時には匈奴の一單于賀賴頭なる者部落參萬五千を卒ひて降り、儁は之を代郡(山西省)に置いた事があり、又當時段龕(再魏滅後、後趙の殘兵を糾合す)が降り其の鮮卑胡羯三千餘戸を薊(河北省)に移徙したこともあつた(載記)。前秦(苻氏)に於ても屠各族張罔衆數千を聚め大單于と稱して郡縣を寇掠したので苻堅の將鄧羌が之を討平した件、匈奴右賢王曹叡が叛したのを討降し其酋豪六千餘戸を長安に徙した件等が見られる。元來苻堅は征服した異民族を中央に移徙し、自民族を四邊の固めに分駐する政策を採つた爲、其京師長安は鮮卑羌羯撥聚林の如しと云はれた程で、恐らく匈奴族も多數居住して居たものと考へらる。又今掲げた匈奴左賢王曹叡の死後は貳城(陝西省)以西二萬餘落を長子璽に封じて駱川侯と爲し、貳城以東二萬餘落を以て小子寅に封じて力川侯に封じ、以後東西曹と號した(載記)とあるから、匈奴曹氏は仲々の豪族であつたと見ねばならぬ。其後姚萇の時貳城胡曹寅王達が馬三千匹を

献じたので寅を鎮北將軍并州刺史に、達を金城太守とした(上同)とある曹寅は東曹であつたに相違なく、又姚泓の時貳城胡數萬落が叛し、匈奴曹弘を大單于に推し、匈奴堡に都して所在を殘掠したが、後姚懿に破られ、豪右萬五千落が雍州に徙された(上同)のは恐らく東西曹の何れかであつたに相違ない。

其他、匈奴中でも特に屠各種の活躍は實に各所に見られる。慕容農が列人(河北省肥鄉縣)に奔つて屠各畢聰ト勝張延李白郭超等各々部衆數千を卒ゐたるに援けられたこと、屠各董成張龍世等が苻纂に附して之が羽翼たりしこと、姚萇が苻堅を捕へた後天水(甘肅省天水縣)屠各略陽羌の萇に應じたもの二萬餘戸に達したこと、秃髮儁檀が三百里内の百姓を姑藏城内に入れた爲國中騷擾したに乗じて屠各成七兒が其屬を率ゐて叛を謀つたこと等(載記)枚舉に違が無いのである。

四、五胡亂時の匈奴文化

五胡亂の慘禍は決して北支那居住の蠻族が突如大膨脹を來した爲に發生したものでない。其原因は勿論種々なる方面に存したが、尠くとも彼等蠻族が漢民族(朝晉)の綱紀弛廢墮落虐政無統制等あらゆる惡德によつて、極度に蹂躪抑壓せられたが爲に激發せられ、漢民族が異民族特にその文化を蔑視し惡德視する陋固なる自負自尊の民族性に依つて其慘害を自ら倍加したものと云ひ得る。

西晋末に於ける塞北地方の荒廢は當時の并州刺史劉琨の上表のみによつても容易に想像出来る。地方官の腐敗、政府の内紛によつて如何に蠻民が困んだことか。後趙の始祖石勒の如き一小會の家に生

れ乍ら晋の首都洛陽に行販し、食を求めて流浪し、遂に晋の并州刺史司馬騰の奴隸狩りに捕へられて漢人の家に奴隸に賣られて苦役させられたのである。并州刺史司馬騰は自己の野心遂行の爲の軍資調達に山東の群胡を大量に狩り立て捕縛し（兩胡一枷と云ふ殘酷な繫縛を加へて）賣却したのである。

かゝる漢人の暴虐下に彼等蠻民の齊しく望むものが古匈奴單于の光輝ある政治であつたとしても何の不思議も無い。匈奴左賢王劉宣が晋の無道と族民衰微の現状、古單于偉業の恢興を論じたことは第二章に述べた處である。其氣運に乗じて前趙劉曜は大單于を自稱して起ち、諸胡響に應じて馳せ参じたのである。劉、石、沮渠、赫連等の匈奴族のみではない、氐羌鮮卑總ゆる蠻族國家の支配者は、否冉閔馮跋の如き漢人迄が大單于の號を必須とした。

匈奴官制は魏晋以來總ての北方民族に模倣採用された。鮮卑氐羌は酋長を元來大人又は單に大と稱したが少しく開化すれば何れも匈奴に倣ひ單于を稱し、左右賢王以下の官を整へた。五胡亂に於ても諸族君主は漢族統治の爲王皇帝を稱したが、旁大單于の號を堅持して居た。然らざれば太子をして大單于と稱せしめた。其は諸種蠻民を統治するのに絶對不可缺のものであつた。そして臣下には矢張り匈奴の官號たる左右賢王以下の官職に任じたことは到處に認められて一々擧げる迄もない。此の事は匈奴の文化が北方諸蠻の總てに浸み込んで居た一つの證據である。

劉淵は始め大單于に推され漢王の位に即いたが、帝位を踐むに及んで大單于を子聰（始め匈奴右賢王、淵大單于に上りし後は

鹿^(鹿)に譲り、平陽^(山西省臨汾縣)に單于臺を置いた。單于臺は諸非漢族即ち所謂六夷を統治する中央官廳である。従つて其の官屬も總て胡羯氏羌の如き蠻族であつたのは當然であつて、劉曜が趙帝となつて太子胤を大單于に拜した時は單于臺を渭城^(陝西)に移したが、左右賢王以下皆胡羯鮮卑氏羌の豪傑を以て充したのである。而して其時漢陽の諸郡十三を以て其國として大單于の統治に委したとあり、又後趙石弘が石虎を大單于に拜した時も魏郡等十三郡を以て國として統治を委したとあるから、其單于臺下の「國」には純匈奴的^(乃至諸蠻夷的)行政が施行されたと見る可きである。而して大單于を中心とする單于臺治下の「國」の外、全領土内の蠻夷部落を統治する爲には皇帝直屬の單于左右輔なるものがあつた如く、劉聰は單于左右輔をして各々六夷十萬落^(勿論之は概數で、單于臺治下の六夷諸部以外の六夷部落全部を二分して各十萬餘を得るのであらう)に主たらしめ、萬落に一都尉を置いたと見えて居る。

石勒は「大單于を以て百蠻を撫せよ」との群臣の上疏に従つて大單于趙王となつたが、後大單于を子弘に譲り、從子石虎をば單于元輔とした。單于元輔とは恐らく單于左右輔の上に立つものか、或は其左右輔を合併したものであらう。石虎が後に大單于に拜され「國」を治したことは既に述べた通りである。

石勒は支雄王陽を領門臣祭酒として胡人の辭訟を專明せしめ、張離等を以て門生主書として、胡人の出内を司典せしめたのは、其行政事務を分掌せしめたもので、行政の中樞は矢張り單于左右輔又は

元輔に在つたこと疑ない。

彼等は漢人に對し王或は皇帝として魏晉風の百官を任叙し州郡制度を施行したが、一方には酋長統率の諸胡部族群を對象とする特別の行政を行つた(匈奴國家のみでなく、慕容熙(鮮卑)の如きも州郡と單于八部と別れてゐた)のは、全く國民中の漢蠻社會發展の著しい差異と習俗の相違より來たる必然のものであつたのである。

服裝にした處で、所引(御覽)には晉代の事として

西河無蠶桑、婦女著碧纈、裙上加細布裳、且爲戎狄性、著紫纈襦襖、以外國異色錦、爲袴褶

とあり、西河美稷地方を根據とした南匈奴等は、大體かゝる非漢風の服裝であつたのであらう。外國異色錦とは恐らく西域方面より齎された錦のことであらう、西域方面と交通あつたことは後趙石氏の尊崇した僧佛圓澄が弟子を西域に遣はして香を購はしめて居たことでも解る(單刊十六。國春秋)。そうでなくとも匈奴は古く西域一體を征服して居たのであるから、古から其風俗習慣に西域諸國の文化が吸收されて居たであらう事は疑ない。今述べた僧佛圓澄も天竺人と傳へられて居るが、其言動は純正の佛教でなく、祭るところは天神である(恐らく祇教風の思想の混入した佛教であらう)、冉閔が叛したのを誅す可く羯士三千人が集合した胡天とは此の胡天神を祭つた社の境内に相違ない、隋書禮儀志には後周欲招來西域又有拜胡天制と明かに胡天神を胡天と略記して居る例があるのである。又一時閔に降つたが聽てまた石祇に歸つたと云ふ降胡粟特康は明かにソグド人にして趙に來住して居た者で、これ等に依つても大いに西域文化が

輸入されて居たに違ひない。

又史記漢書等に見ゆる古匈奴の習俗が幾分でも殘存して居たとすれば、婚娶相續等の上に於ても、

漢族とは相容れぬ程の性質の差を有して居たに相違あるまい(石勒は漢化政策を大に行つた者であるが、それも勅下書國人不聽執嫂、及在喪婚娶。至于燒葬

令如本俗(單刊十)。
六國春秋)とある。

故に漢文化愛好の君主の時は兎も角、然らざる君主に於ては、自己の習俗行動に對し、一々漢人冠

族が非難蔑視したことは我慢のならぬ事であつたに相違なく、例へば前趙劉聰(彼は支那史乘で暴惡君の標本となつてゐる)が漢

人劉殷の女を娶らんとした時、漢人大官連は同姓不娶と云ふ漢族の道德を以て猛烈に非難した(其實彼

は劉聰等胡人を名族劉殷と同族などとは夢にも考へないのに)が、斯様な形式的の事は匈奴劉聰には不可解の事、堪へられぬ事であつて、

其處に紛擾慘禍が生じた譯なのである。

漢文明を唯一無上のものと信ずる漢人は斯様の事を暴虐惡政とし、史乘を異族君主の非難に充たし

たが、多くの蠻民に取つては必ずしも斯様には映らなかつた。漢人冉閔が君主石氏を虐殺し國を奪つ

た時、胡夷の閔に従ふもの全く無く、悉く閔に叛したのも、胡夷は羯主石氏の政治を惡政とは考へな

かつた證である。閔は胡夷が己に従はざるを知るや、遂に數十萬の蠻民を虐殺した。此の時胡人に似

たる容貌の(註)晉人の誤殺されたものも極めて多かつたと云ふ。斯かる大虐殺を一時に敢行したのは五胡

の何れもすらが敢てせぬ暴行であつたと言はねばならぬ。閔は一時石氏の時に勝る繁榮を示したけれ

ども、胡夷の歸服するもの遂に皆無で、結局鮮卑族慕容氏の爲に擊滅せられたのである。

要之、支那史乘は匈奴族君主の二三が漢文化を愛好し、漢化政策を採つたことにのみ賞讃を與へ、然らざる者に對しては一途に無知猛惡の野蠻なる暴主として記述して居るけれども、其等の所謂暴主も漢人に對してこそ暴主と觀ずれ、低劣ではあつたが同系統の文化を有した胡羯氏羌鮮卑に取つては必ずしも暴虐と認め難かつたのであらうことは充分推察し得る譯なのである。

前に述べた單于稱號の重要、その普及の事實、或又例へば乞伏司繁(鮮卑族乞伏國仁の祖先)が「吾將爲呼韓邪之計矣」と稱して苻堅に降り、堅之を南單于に署した如き(呼韓邪は匈奴の單于、漢に降つて南單于となる)、又後魏末に至つても魏の懷朔鎮將楊鈞が敕勒族の酋長斛律金を軍主として重用したが、其の金はよく行兵に匈奴法(古匈奴特有の法)に關しては淺見法學博士北方民族の純型法制中に列示あり(但しこの匈奴法は軍法か軍略か確ならず)を用ひ、敵の遠近多少を知つた(北齊書)と言ふ、當時斯かる西、北民族がなほ匈奴法と稱するもの(假令眞に匈奴の遺法でなくとも)を傳承して居た事の如きは、共に西、北民族中に於て匈奴なるものが尊敬に價する存在であり、其歴史、文化に就て彼等の關心を惹くに足るものが有つたことを示す一つの旁證ではあるまいか。

勿論當時の匈奴文化を觀するには秦漢以來のそれより論せねばならず、且同じ匈奴でも而趙と涼夏では經濟的社會構成の上からも全く徑庭あり、更に各國內に散在せる匈奴に至つては當然千差萬別で(生業の如きも農牧兼營を常とした)到底同日に談ず可くもないから、茲では(彼等は主として漢文化攝)尙彼等の固有(尙その兩者の割合は諸部異つて)

の習俗制度の殘存のあつたことを摘出して見たまでである。

石勒が胡なる名稱を諱み、胡を唱へることを全く禁止したのは、當時胡は西域イラン種人を指す一方、總ての北方西方の民族に對して野蠻人を意味する輕蔑的呼稱として漢人が用ゆる傾向があつた爲であつて、彼が匈奴族たる其事を恥ぢた爲とは解せられない。彼は却つて己の種族の者を國人と稱して漢人種と區別して居り、己の種族を以て眞の國民たることを示して居るのである。

註 御覽所引車類奏書に苻堅時四夷服屬……晉人爲之題目、謂胡人(此は明かに西域胡人)爲側鼻、東夷廣面闊額、北狄爲匡脚面、

南蠻爲腫蹄、方方以類名也とあり、又單行本十六國春秋に宣(石虎太子)于兄弟中最胡狀、目深とある他、彼等が漢人と異なる容貌であつた例證が多い。尤も日常彼等は何語を慣用したものが、北齊北魏に於ては少くとも軍隊語としては鮮卑語が多く用ひられたこと明證あるに不拘、却つて五胡亂時代の彼等匈奴が果して古來の匈奴語を持續し慣用して居たか果又何語を用ひたかを明瞭にすべき何等の例證を發見し得ないのである。

五、後魏時代の匈奴

後魏は鮮卑拓跋珪(後魏道武帝)前秦滅亡に乗じて蹶起、初め代と稱し盛樂に都し、後平城に遷り、明元帝宋の地を奪ひ、大武帝西秦夏北燕北涼を滅して、遂に江北一統の大帝國となつたものであるから、其領内には從來江北各地に割據して居た胡蠻が全く包容せられることとなり、匈奴族民も亦其れと同様の運命となつたものである。

道武帝天興年間には鄜城屠各董羌其種族を率ゐて内附し(魏書帝紀)、劉衛辰(匈奴赫連勃勃之父)の子文陳降附、魏帝

宗女を以て妻し姓宿氏を賜はり(通)、明元太武帝時代には斗城屠各の帥張文興等内屬、河西屠各の帥黃大虎の内附、上郡休屠胡、金崖の率部内屬、隴西休屠胡王弘祖の内附が見えて居る(魏書。帝紀)。一方兩山屠各の叛亂(北周書)、休屠郁原の叛亂(魏書元。素傳)、上邽(甘肅省天水縣)屠各王飛廉の叛亂(同呂羅。漢傳)、沮渠天周の叛亂、平涼(甘肅省)休屠金涯の叛亂(同陸俟傳)其他が見え、文成帝の時には隴西(甘肅省)屠各王景文の(同帝紀。于洛拔傳)、献文帝の時(同元麗傳)には趙郡屠各(同韓均傳)、孝之帝の代には涇州(甘肅省)屠各陳瞻(同楊椿傳)、孝明帝の時(同元麗傳)は秦州(甘肅省)屠各王法智の(同元麗傳)叛亂があつたが、何れも討平されて居る。

又夏の降伏後、赫連昌は魏の京師(平城)に至り西宮門内に舍し始平公主に尙し秦王と爲つたが、後謀叛に坐して誅せられ、弟定は平涼に奔つたが、神璽四年擒へられ京師に於て誅に伏した(魏書鐵。非氏傳)が、然し其宗族は先に降つた劉文陳(賜姓宿氏)もあり、又勃勃の女は太武帝の皇后と爲つて居り(南齊書。帝紀及)多くのものは平和に後魏の臣下として生活したものと考へられる。赫連子悦なるものは勃勃の後であるが、魏永安年間軍功を以て濟州別駕と爲り、北齊の太帝卿と爲つて居(北齊書)、赫連達も同じく勃勃の後で、曾祖父は杜氏と改姓したが北周の武帝に重用せられ詔して赫連氏を稱せしめられたこと(北周書)、又北魏東平王陸琇の母が赫連氏であつたこと(魏書陸琇傳)など多くの例が見られる。沮渠氏は稍異り、沮渠牧犍降伏して三萬餘家と共に京師に徙されたが河西王は舊の如く、更に征西大將軍を授けられた。然し其後沮渠氏の子女に左道の疑あり、昭儀沮渠氏(牧犍の妹、太武帝右昭儀)は死を賜り、其宗族は誅せられ、續いて牧犍も萬

年も祖も謀反の罪に坐して死を受けた爲に、其宗族子孫は以後魏朝に於て見る可きもの無く、嘗て獻文帝が牧犍の女を武威公主に封じ高潜に妻はせ、其子崇をして沮渠氏を繼がしめたが、景明中再び高氏に復すること願ひ許されて居る位である(同上高) (崇傳)。

此等は赫連沮渠兩氏の宗族のことで、其部民又其他各地の匈奴族民等は各地に移徙せられて編民となつたと思はれる。道武帝は夙に部落を散じて故族民と故酋長との交通を嚴禁し、普通の州郡政治を勵行し(魏書官氏志及同賀訥傳)、其後も地方官は蠻民を平民に編入し戸籍を作るのに努力し、例へば太武帝は山胡を降して平民となし、又休屠郁原の叛を平げて其族民を涿鹿の北に徙して新に平原郡を立て、又文成帝は杏城鎮將尉撥が山民一千餘家屠各盧水胡八百餘落を慰和し、盡く民と爲せるを賞し(同尉) (撥傳)、孝莊帝亦北地太守劉藻諸羌を撫和し簿籍を作り賦税を收め得しを嘉みした(同劉) (藻傳)等數々の事例があり、匈奴族民も後魏内地に住せるものは次第に普通の州郡民(編戶)と化し、邊境に住せるものは諸鎮都將(一種の) (總督)治下の鎮民と爲つて永く續いたものと思はれる。永安三年六月戊午詔して

胡民親屬受爵於朝者、黜附編民

とあつたのは、其等蠻民中の部酋株の者達に對して爵を取上げ、全部編民(平民)として了つたことを示すものであらう。

却説、斯くして内地に於て編民と爲つた匈奴族民は次第に他の諸蠻民と共に漢族と融合し普通の北

支那人と化したのであらうが、唯鎮民として邊地に置かれたもののみは尙永く匈奴族としての意識を残したらしく、北魏末朝廷の威衰ふるや再び其等の團結叛亂を見、遂に北魏滅亡の一原因と爲つたのである。先づ正光五年には高平鎮人匈奴赫連恩の叛が起つたが(通鑑)、諸鎮叛亂の巨魁沃野鎮民破落汗拔陵も實に匈奴南單于の裔右谷蠡王潘六奚の子孫に屬するのであつた。破落汗氏が匈奴なることは魏收が

破六韓、單于之苗裔也。初呼厨泉入朝於漢、爲魏武所留。遣其叔父右賢王去卑、監其國戶。魏氏方興、率部南轉。去卑遣弟右谷蠡王潘六奚帥軍北禦、軍敗。奚及五子俱沒於魏。其子孫遂以潘六奚爲氏。後人訛誤、以爲破六韓、又曰破落汗

と説明し、北齊書にも北齊の平陽公太保となつた破六韓常に對して

匈奴單于之裔也、右谷蠡王潘六奚沒於魏、其子孫以潘六奚爲氏、後人訛誤、以爲破六韓、世領部落、其父孔雀率部下萬人、降於爾朱榮

と彼が匈奴の可成りの大部落の一酋長であつたことを記してゐることに依つても解かる。

其他、北周大統の初年に於ても、なほ隴西屠各種の叛亂が認められるのである(北周書王)子直傳。

以上に於て五胡亂及び後魏時代の匈奴の狀態に就て其大體を説述し得たと思ふ。但し當時汾胡山胡步落稽等の名を

以て史上に見ゆるものも匈奴族たる疑極めて濃厚であり、又宇文氏に就ても考察の餘地あるも今遽かに此等に就て
斷定することはやめる。

(完)